

安全・安心な未来のために、 無人航空機の 登録制度が始まります。



事前登録受付

登録義務化

2021年12月20日開始 2022年6月20日開始

無人航空機の登録には 3つの手順が必要となります。

STEP
01

申請



申請方法はオンラインまたは書類提出にて行うことができます。無人航空機の所有者および使用者の氏名や住所などの情報、機体の製造者や型式などの情報を入力/記入し、申請を行ってください。申請は2021年12月20日から可能です。

STEP
02

入金



申請後、納付番号等が発行されたら、申請に係る手数料の納付を行ってください。クレジットカード、インターネットバンキング、ATMのいずれかの方法で入金することができます。また、申請方法によって手数料・納付方法が異なりますので、ご注意ください。

STEP
03

登録記号発行



すべての手続きが完了した後、申請した無人航空機の登録記号が発行されます。登録記号を機体に記載するなどの方法で鮮明に表示し、飛行を行ってください。

申請方法および手数料

申請方法	1機目	2機目以上(1機目と同時申請の場合)
個人番号カード又はgBizIDを用いたオンラインによる申請	900円	890円/機
上記以外(運転免許証やパスポート等)を用いたオンラインによる申請	1,450円	1,050円/機
紙媒体による申請	2,400円	2,000円/機

詳しくは無人航空機登録ポータルサイトをご確認ください。

<https://www.mlit.go.jp/koku/drone/>

無人航空機 登録

